navigation

『健康診査受診券』『肺がん・結核検診受診券』は大切に保管してください

問健康長寿あんしん課　☎0978-64-2540

5月中に『健康診査受診券』『肺がん・結核検診受診券』が郵送されます。

『健康診査受診券』

●杵築市国民健康保険に加入している40歳以上の人
‥『特定健康診査受診券』(桃色：A4用紙)
5月下旬に封筒で郵送されます。

●後期高齢者医療に加入している人
‥『健康診査受診券』(オレンジ色：圧着はがき)
5月中旬に後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

※国保加入者で、各地域で行われる「地域巡回健診」にお申し込みされた人は「健診セット」に同封されています。

『肺がん・結核検診受診券』

●健診意向調査票で市内個別医療機関で肺がん・結核検診を受けると希望された人
‥『肺がん・結核検診受診券』(白色：B5用紙)
5月下旬に封筒で郵送されます。

※健診意向調査票をまだ提出されていない人は、お早めにご提出ください。

navigation

「杵築ブランド」認証の募集をします

問農林課 ブランド・世界農業遺産推進室　☎0978-62-1809

杵築市で生産された農林水産物および加工・製造された食品のなかで、優れた商品を杵築ブランドとして認定して、全国に向けての販路拡大と地域産業全体の活性化に取り組む杵築ブランド認証制度を開始しました。

【認定の基本理念】
素材、技術・製法、デザイン、品質に対するこだわりを持つ商品であり、他産地や類似商品と比較して優位性がある。

【対象となる商品】
・杵築市内で生産された農林水産物
・市内で生産された農林水産物を原料として活用し、加工・製造された食品

【募集期間】　5月2日(月)～25日(水)

【申請方法】
申請書に必要事項を記入のうえ、下記応募先にご提出ください。申請書は農林課窓口のほか、市公式ウェブサイトからも入手できます。

【申請先】
農林課　ブランド・世界農業遺産推進係
Tel：0978-62-1809　Fax：0978-66-1033

※認定基準の内容など、詳しくはお問い合わせください。

杵築市子育て世代包括支援センター「ハートペアルーム」オープン！

妊娠、出産、産後、育児や子育てについての悩みごと…ひとりで抱えずご相談ください！
保健師、助産師、社会福祉士等の専門スタッフが相談を受け、関係機関と協力してサポートを行います。

4月1日から、これまで別々の場所にあった妊娠出産期と子育て期のそれぞれの相談・サポートを行う部署が一か所に集まり、**杵築市子育て世代包括支援センター「ハートペアルーム」**がオープンしました。名称には、相談・サポートを通じてみなさんと心でつながれる場所でありたいという想いが込められています。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない、きめ細やかな相談・支援を行っていきます。どうぞ、お気軽にご相談ください。

【場所】　健康推進館(杵築市猪尾956番地)
【時間】　月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時
【電話番号】　0978-64-2525
【体制】　健康長寿あんしん課 子ども健康係
子ども子育て支援課 子ども支援係

問杵築市子育て世代包括支援センター (☎0978-64-2525)

navigation

平成28年度 国東半島宇佐地域世界農業遺産「地域活力支援事業」

問農林課 ブランド・世界農業遺産推進室　☎0978-62-1809

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域に受け継がれている農耕に関係する祭礼などの保存や継承(以下「農耕文化継承」という。)、あるいは世界農業遺産に関連する地域の自主的な取組(以下「提案型地域活動」という。)に対して支援をします。ご活用ください。

【事業内容】
①農耕文化継承の事業例
・農耕に関係する祭礼などの実施に必要な備品の購入
・農耕に関係する祭礼などと密接に関わる建造物等の修繕　など
②提案型地域活動の事業例
・ウォーキングコースや観光周遊コースの開発
・特産品を使った商品開発　など

【対象者】
①農耕文化継承
・祭礼保存会　・宗教法人(宗教法人法にもとづく団体)
・その他、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長(以下「会長」という。)が特に認める団体
②提案型地域活動
・地域づくりを主たる目的とする団体(法人格の有無は不問)
・観光振興を主たる目的とする団体(法人格の有無は不問)
・企業(個人経営は除く)
・その他会長が特に認める団体
※ただし、個人および次のいずれかに該当する団体は対象としない。
・地方公共団体
・宗教活動を主たる目的とする団体(「農耕文化継承」を除く)
・政治活動を主たる目的とする団体
・暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

【補助金額】※支払は原則精算払い
1事業実施主体の1事業あたりの補助金額
・農耕文化継承‥‥30万円以上100万円以下
・提案型地域活動‥30万円以上50万円以下
(ただし、営利目的の場合は2分の1以内)

【応募先】
農林課　ブランド・世界農業遺産推進係
Tel：0978-62-1809　Fax：0978-66-1033

【応募用紙】
農林課窓口のほか、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会ホームページからも入手できます。

【募集期間】　5月27日(金)まで　※17時必着
【補助決定時期】　平成28年7月(予定)

「杵築市自治基本条例」って？ vol.11

(開かれた議会)
第20条　議会は、市政に関する議論の内容を積極的に市民に提供し、市民にわかりやすく開かれた議会運営を行います。

解説　議会は、審議の透明性を確保するため、議論の内容を積極的に市民に提供するとともに、市民に分かりやすく開かれた議会運営を行うことを定めています。

(議員の責務)
第21条　議員は、選挙により選ばれた住民の代表として、自らの役割を認識し、市民意思の的確な把握や自己の研鑽に努め、公益のために行動する責務を有します。
2　議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

解説　議員は、選挙で選ばれた市民の代表者としての役割を認識し、市民意思の的確な把握や自己研鑽に努め、公共の利益の向上のために行動しなければならないと定めています。
また、議員は高い倫理観のもと、公正かつ誠実にその職務を遂行するとともに、自らの発言や行動に責任を持つと定めています。

(議会に関する基本的事項)
第22条　前3条の規定のほか、議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に定めることとします。

解説　議会における基本的事項については、杵築市議会基本条例に定めています。

(国や他の地方公共団体との協力)
第23条　行政は、この条例の目的を果たすため、他の地方公共団体、国等と連携及び協力に努めるほか、自主的なまちづくりのために積極的に働きかけを行います。

解説　行政は、この条例の目的を達成するため、国や県、近隣市町村、その他の関係機関と広域的に連携・協力することにより、効率的な行政運営を行うほか、積極的に働きかけを行うことにより、自主的なまちづくりを推進することを定めています。